

土地区画整理法第 55 条の規定により都市計画審議会に付議
された意見書の審査における口頭による意見の陳述に係る取
扱要領

平成 31 年 3 月 19 日
都市計画審議会決定
(最終改正令和 4 年 7 月 13 日)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 55 条第 3 項の規定により川崎市都市計画審議会（以下「審議会」という。）に付議された意見書の審査において、同条第 5 項の規定により準用する行政不服審査法（平成 26 年 6 月 13 日号外法律第 68 号。以下「法」という。）第 31 条の規定に基づき実施する口頭による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 口頭意見陳述をする者は、土地区画整理事業の事業計画に係る利害関係者のうち、意見書の提出期間内に、書面にて口頭意見陳述の申立てをした者（以下「申立人」という。）を対象とする。

(聴取の体制)

第 3 条 口頭意見陳述の聴取は、川崎市都市計画審議会口頭意見陳述実施小委員会（以下「小委員会」という。）が行う。

2 小委員会の委員長（以下「委員長」という。）は土地区画整理法第 55 条第 5 項の規定により読み替えて準用する法第 31 条第 2 項の規定による口頭意見陳述の期日及び場所の指定並びに審理関係人の招集を行う。

3 口頭意見陳述の実施にあたり、小委員会の委員（以下「委員」という。）は次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 土地区画整理法第 55 条第 5 項の規定により読み替えて準用する法第 31 条第 3 項の規定による補佐人の出頭の許可
- (2) 土地区画整理法第 55 条第 5 項の規定により読み替えて準用する法第 31 条第 4 項の規定による陳述の制限
- (3) 土地区画整理法第 55 条第 5 項の規定により読み替えて準用する法第 31 条第 5 項の規定による処分庁等に対する質問の許可

4 委員は、意見書又は陳述された意見に関し、申立人に質問することができる。

(録取書の作成)

第4条 委員長は、口頭意見陳述の要旨等を記録した録取書を作成し、審議会に報告しなければならない。

2 前項の録取書には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 口頭意見陳述を実施した日時

(2) 口頭意見陳述をした者の住所及び氏名

(3) 審理員及び処分庁として出席した者の職及び氏名

(4) 事案の件名

(5) 聴取した内容の要旨

(6) その他必要な事項

(口頭意見陳述の非公開)

第5条 口頭意見陳述は、原則として非公開とする。

(口頭意見陳述の方法)

第6条 申立人が口頭意見陳述を欠席した場合は、口頭意見陳述の請求権を放棄したものとみなす。ただし、委員が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 申立人は委員の指示に従うものとする。

3 陳述時間は、原則として1人15分以内とする。

(庶務)

第7条 口頭意見陳述に関する庶務は、まちづくり局計画部都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、口頭意見陳述に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年7月13日から施行する。